

年金所得者向けの事前申告相談会を行います



年金収入のみの人は要チェック!

年金収入のみの人を対象とした申告受付です。
対象者にはお知らせをお送りしています。

市県民税について 税務課市民税係 ☎ 63-1342
 所得税について 玉名税務署 (個人課税) ☎ 72-2125

例年、確定申告期には多くの方が来場し、会場の混雑により長時間お待たせしていました。

そこで、お待ちいただく時間を少しでも短縮できるように、申告受付期間を拡充(2月8日(木)~15日(木))しました。この期間は、あくまで年金収入のみの人にご案内しております。皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

●日程 下の表のとおり

●受付時間 午前8時30分~11時
 午後1時~4時

※待合室は午前6時に開場します

※来場者が多いときは、午前の受け付けを11時前に締め切り、午後の受け付けとなる場合もあります。お時間に余裕を持ってお越しください。

対象者には、別途税務課市民税係からお知らせをお送りしていますので、確定申告期間前に必要書類などの準備ができた人はぜひこの期間にご来庁ください。本期間中に来られない人は通常の確定申告期間にも受け付けをしています(10ページを参照)。

●会場

市役所1階 11号会議室



期日	受付行政区
2月8日(木)	打越、宮内、宮内出目東・西、東屋形1~4丁目 本村、新町、月田、市屋、貝塚、普源寺、上小路 東宮内、住吉町、大平町1~3丁目、大島下、日の出町、昭和町 朝日、境崎東・中・西、万田西、四ツ山町1~3丁目
9日(金)	西原町1~3丁目、大島町3・4丁目、大正町1・2丁目、妙見、松葉 甲根、原、万田東、万田中、原万田社宅、深瀬、倉掛 倉懸東・中・西、深瀬丘、古庄原、辻町、中央東、中央西 大和、新生、一紡
13日(火)	新生西、新大和、荒尾大谷 向陽台、大東、中央北、青葉 緑ヶ丘2~5丁目、平井大谷、開、みどり 岱洋東・中・西、庄山、金屋、元村、小路、平井城、陣屋敷、宿
14日(水)	唐池、上井手上・下、川北、野中、田倉、助丸 府本上・下、樺上・下、金山上・下、上赤田・下赤田 菰屋南・北、野原南・北、今寺、川登、井川口、川後田 蔵満、有明城、中一部、向一部、桜山町2丁目
15日(木)	揚増永、中増永、南増永、北増永、猫宮、海下、山浦町、新岡 牛水上・中・下、水島、小野、高浜 八幡台1~4丁目 桜山町1・3・4丁目

申告フローチャート

申告の必要・不要を簡易に判断するフローチャートです。
 あなたも申告が必要かどうか判断してみませんか

所得税の還付を受けるためにはチャートに関わらず必ず確定申告が必要です。

- ▼年齢は平成30年1月1日現在でお考えください。
- ▼特例の適用などによってはフローチャートに沿わない場合もあります。ご不明な点は問い合わせください。
- ※チャート中の「収入」とは総支給額のことであり、「所得」とは収入から計算して割り出す金額です。
- ※所得についての詳細は、税務署、市役所などで配布している申告の手引きをご覧ください。

